

先着順受付による市有土地の売払申込心得書

第1条 先着順受付による市有土地の売払いに申込される方は、先着順受付による市有土地売払公告、この申込心得書及び市が定める契約書案並びに現場等を熟覧のうえ申込してください。

第2条 申込は、2人以上の共有による申込をすることもできます。

2 共有による申込においては、各共有者の持分を明記しなければなりません。

第3条 代理人により申込するときは、委任状を提出してください。ただし共有を除き1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。

第4条 申込者は、申込と同時に申込保証金として、売払価格の5%以上の代金を現金又は金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手により納入しなければなりません。（支払地が愛知県内にあり、振出日から10日以内のものに限ります。）

2 申込保証金は、買受人に対して土地売買契約締結後に還付します。

3 申込保証金には利子を付しません。

4 買受人が正当な理由なく申込の日から30日以内に売買契約を締結しない場合には、その申込は無効となり、納入された申込保証金は半田市に帰属するため、買受人に還付しません。

第5条 申込書類は、申込人の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入してください。

2 共有による申込においては、前項のほかに、申込書類に共有者全員の住所、氏名及び各共有者の持分を必ず記入してください。

3 提出した申込書類は、その事由の如何にかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

第6条 次の各号のいずれかに該当する申込は、無効とします。

(1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者の申込

(2) 半田市指名審査等事務取扱要綱による指名停止を受けている者がした申込

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する者がした申込

(5) 次に掲げる税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）がした申込

ア 直近3年度の国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）

イ 直近3年度の半田市税（半田市内に住所を有する個人又は半田市に納税義務を有する法人が申込をする場合に限る。）

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者がした申込

- (7) 先着順受付市有土地売払申込書兼受付書（申込人が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした申込
- (8) 売払い申込時に所定の申込保証金を納入しない者のした申込
- (9) 申込書類の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きの申込
- (10) 申込書類の記載事項が確認できない申込
- (11) 共有による申込において、各共有者の持分が表示されていないもの
- (12) 郵便による申込
- (13) その他あらかじめ指示した事項に違反した申込
- (14) 担当職員の指示に従わなかった者の申込

第7条 申込を市が受付した時点で、買受人が決定され、申込受付は終了します。

2 同着で複数の申込者があった場合は、抽選を行い買受人の決定をします。なお、受付開始時刻（午前9時）に複数の申込者が待機している場合は、この申込者全員を同着とします。

3 前項の抽選後、買受人の氏名を発表します。

4 買受人が正当な理由なく申込の日から30日以内に売買契約を締結しない場合には、その申込は無効とします。

第8条 買受人は、その権利を譲渡することはできません。

第9条 買受人は、次のいずれかの方法で売買代金を納入していただきます。

- (1) 売買契約締結と同時に一括納入する方法。
- (2) 売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の10パーセント以上（金額については「市有土地売払実施要領」参照）を納入し、残金（売買代金から契約保証金を差引いた額）を契約の日から30日以内に納入する方法。

なお、この場合、期限までに残金を納入しないときは、契約は無効となり、契約保証金は市に帰属するため還付しません。

第10条 所有権の移転登記は、売買代金を全額納入後、買受人の請求により、市が所有権移転の嘱託手続きを行います。

2 買受人への所有権移転登記に要する費用は、買受人の負担とします。

第11条 買受人が共有でない場合は、売払申込後に買受人以外の者に変更したり、共有による売買契約へ変更することはできません。

2 買受人が共有による場合は、売払申込後に共有の買受人以外の者に変更したり、各共有者の持分を変更することはできません。

第12条 買受人は、売買物件の現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第13条 買受人は売払申込後、この申込心得書、市有土地売払公告及び契約書案並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第14条 この申込心得書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令及び半田市財務規則の定めるところによって処理します。